

令和7年4月1日から建築確認等手数料が変わります

令和4年6月「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、令和7年4月1日より、改正建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）・改正建築基準法が全面的に施行されます。

原則すべての建築物への省エネ基準適合の義務付け、建築確認・検査対象の見直しが行われるようになります。それに伴い令和7年4月1日以降に受付する下記の建築関係の手続きに関する事務の手数料の額を改定しますのでご留意願います。

なお、着工日が施行日（令和7年4月1日）以降となる建築物については、改正後の「建築基準法」及び「建築物省エネ法」の適用を受けます。これまで確認申請が不要だった物件や審査・検査の対象外となっていた項目が建築物の規模によっては求められる場合があります。

詳細につきましては、国土交通省のHP

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kenchikukijunhou.html) をご確認ください。

また、確認申請から確認済証の交付には一定の審査期間が必要であり施行日以前に着手する予定の場合は時間的余裕をもって申請を行ってください。施行日以前に確認済証が交付され、着工日が施行日以後になる場合は、計画変更や検査時に省エネ基準適合が必要になるため、あらかじめ省エネ基準に適合した設計にするなど留意してください。

記

1. 建築確認申請等の申請手数料について

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により、小規模な建築物の審査項目の追加や省エネ基準の審査・検査が追加されます。これに際しまして、建築確認申請等の手数料の額を引き上げます。また、仕様基準による省エネ基準適合を評価する場合にはその分の審査手数料が加算されます。

2. 建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手数料について

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により、令和7年4月1日以降原則としてすべての新築住宅等に省エネルギー基準適合が義務付けられます。これに際しまして、住宅や小規模非住宅建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料を定めます。

3. 経過措置について

令和7年3月31日までに工事に着手している物件については、改正後の省エネ基準適合に係る完了検査手数料は加算しない予定です。

お問い合わせ先

富山県土木部建築住宅課 TEL：076-444-3963